

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 6 月 9 日（金）、第 22 回の委員会が開かれました。

1 財政及び金融に関する件

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、井上財務副大臣、築文部科学副大臣、羽生田厚生労働副大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 日本銀行総裁 植田和男君

日本銀行調査統計局長 大谷聡君

(質疑者) 末松義規君（立憲）、野田佳彦君（立憲）、福田昭夫君（立憲）、住吉寛紀君（維新）、浅川義治君（維新）、前原誠司君（国民）、田村貴昭君（共産）

(質疑者及び主な質疑事項)

末松義規君（立憲）

(1) 有機フッ素化合物（PFAS）による汚染問題

ア PFAS又はPFAS群における物質種類ごとの人体への影響

イ 多摩地域の地下水からPFASが検出された問題

a 住民を対象とした血液検査は、市民団体の取組ではなく、国が率先して行うべきであるとの意見についての政府の見解

b 環境省において実施した化学物質の人への暴露量モニタリング調査をパイロット調査から規模を拡大した調査にする必要性

c 多摩地域の地下水の調査状況及び土壌の採取を含めた総合的な調査を行う必要性

d 在日米軍横田基地で使用される泡消火薬剤と多摩地域のPFAS汚染との因果関係についての防衛省の知見

e 在日米軍施設において、PFASの一種であるPFOSを含有する泡消火薬剤から非含有薬剤に切り替える動きについての政府の現状認識

ウ 汚染源として特定された事業所等への対処状況の確認

エ 汚染物質除去に必要な技術の開発状況

オ 暫定的な基準ではなくPFASについての我が国の統一安全基準を早急に設ける必要性

カ 我が国におけるPFAS問題に関し予算措置により対策を行うことについての大臣の決意

(2) 消費税のインボイス制度

ア 消費税率引上げ時に消費税の転嫁等に係る共同行為の独占禁止法の適用除外のために措置された「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」のような一律の救済措置をインボイス制度への移行時にも設ける必要性

イ 上記アの特措法が失効している現状では、免税事業者が共同で消費税を転嫁し取引価格を引き上げる行為は転嫁カルテルに該当し独占禁止法違反となり得ることの確認

野田佳彦君（立憲）

(1) 金融政策

ア 国債及びETFの大量購入に関し「何の反省もありませんし、負の遺産だとも思っておりません」（令和5年3月10日定例記者会見）との黒田前日銀総裁の発言についての日銀総裁の所見

イ 経済・物価情勢の展望（令和5年4月）の物価見通しにおいて、消費者物価の前年比が今年度半ばにかけてプラス幅を縮小していくとした理由及び物価の上振れリスクについての日銀総裁の認識

ウ 仮に米国の連邦準備制度理事会（FRB）が金融緩和へと転じた場合、日銀が金融政策の正常化に踏み切るタイミングを失することへの懸念についての日銀総裁の見解

- エ 低金利を前提とした財政運営からの脱却姿勢を政府が持ち始めない限り金融政策の正常化が難しいとの意見についての日銀総裁の見解
- (2) 次元の異なる少子化対策
 - ア 年 3.5 兆円規模の財源確保を社会保障分野における歳出改革において賄うとする内容について、社会保障関係費の主要経費である医療・介護費の削減に踏み込むことの実現可能性についての政府の見解
 - イ 子育て支援のための新たな特別会計「こども金庫」を創設することの是非

福田昭夫君（立憲）

「消費税という巨大権益—朝日新聞、トヨタ、経団連、財務省など増税で潤う奴らの正体（大村大次郎、ビジネス社、2019）」の内容の当否及び同著書の内容を受けた質疑等

- ア 消費税増税を望む人々が消費税の公平性を喧伝し、その中に財務省も含まれる旨の指摘の当否
- イ 物品税廃止の理由
- ウ 消費税収が社会保障四経費に充当されているということの証明の可否
- エ 1990 年代以降において社会保障費が財政を圧迫しているか否かの確認
- オ 消費税導入以降の高所得者層に対する個人所得税率の引下げ及び法人税率の引下げによって我が国の財政が悪化したという認識の有無
- カ 消費税の輸出還付の内容を公表しない理由
- キ 消費税増税により景気が後退するという指摘の当否
- ク 消費税の逆進性が格差社会の一大要因となっているという指摘の当否
- ケ 消費税が少子化の一因となっているという指摘の当否及び児童手当の拡充のメリットを年少扶養控除廃止のデメリットが上回るか否かの確認
- コ 消費税による一部大企業への利益誘導によって天下り先を確保している旨の指摘の当否
- サ 予算編成権及び徴税権が国民及び企業に対する巨大な国家権力の源泉である旨の指摘の当否
- シ 財務省の権力維持のために安定財源である消費税を推奨しているという指摘の当否
- ス 消費税率を 19%にするという考えの有無
- セ 消費税導入時の平成元年と現在における企業の内部留保及び家計金融資産残高の計数及びそれぞれの増加率
- ソ 実質賃金が下落を続ける中で当分の間、消費税率を 5%に引き下げるべきとの提案に対する大臣の見解

住吉寛紀君（維新）

- (1) 今国会中に調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）改革の結論を出す必要性に対する一政治家としての大臣の所見
- (2) 令和 4 年度税収の上振れ分の活用等
 - ア 令和 5 年 4 月末時点における令和 4 年度税収見込額の当初見込額からの上振れ額及び上振れの要因
 - イ 令和 4 年度税収上振れ分の防衛力強化財源への活用見込み額及び防衛力強化に係る増税方針を再考すべきとの考えに対する政府の見解
 - ウ 税収が上振れした場合の防衛力強化に係る増税の延期又は中止の可能性の有無
- (3) 民営化前の定期性の郵便貯金の権利が一定期間で消滅する理由及び権利が消滅した者の救済措置を強化すべきだとの意見に対する政府の見解
- (4) 少子化対策の財源として休眠預金を活用することに対する政府の見解

浅川義治君（維新）

- (1) 輸入美術品等の取引の促進のため、地域一帯を保税地域として指定することを可能とすべきとの提案に対する政府の見解
- (2) 会社更生法の適用を受けているイセ食品株式会社の元会長兼社長が収集した美術品コレクション（イセコレクション）
 - ア 融資先が美術品等を保有している場合の債権保全に対する金融機関の考え方についての政府の見解
 - イ 会社更生法の適用を受けている会社の保有資産の管財人による処分手続
 - ウ イセコレクションの文化的価値に対する政府の評価
 - エ 更生手続の過程で散逸しかねないイセコレクションについて、文化庁から金融庁に対し文化財保護の観点からの要請があった場合の金融庁の対応方針
 - オ イセコレクション散逸の懸念に対する大臣の所感

前原誠司君（国民）

- (1) 異次元金融緩和の国民生活への影響等
 - ア 日本だけが金融緩和を継続していることが、内外金利差の拡大による円安を通じて輸入物価を上昇させ、実質賃金の減少の一因となっているとの見方に対する日銀総裁の認識
 - イ 金融緩和の効果が企業に利益をもたらす一方で賃金には十分配分されずに実質賃金の減少を招いている状況を受け、金融政策を変更する考えの有無、及び金融政策を変更しない場合に日銀の取り得る方策
 - ウ 今年度における日銀によるETF買入れの実施状況
 - エ 日銀はETFの買入れをやめた上で、既に保有しているETFについては、上記イの状況を打破するため、企業の利益を人件費に配分するよう、自ら株主としての権利を行使すべきとの提案に対する日銀総裁の見解
 - オ 異次元金融緩和の出口における日銀当座預金への付利の財源として、ETFを保有し続ける選択肢の有無
- (2) こども未来戦略会議「こども未来戦略方針」案（令和5年6月1日）に盛り込まれた政策により、いわゆる「年収の壁」がなくなるのか否かの確認

田村貴昭君（共産）

消費税のインボイス制度

- ア 葉たばこに係る消費税相当額の負担
 - a 令和4年に日本たばこ産業株式会社（JT）が免税事業者から買い取った葉たばこの額及び免税事業者へ支払った消費税額
 - b インボイス制度の経過措置終了後、JTが免税事業者である葉たばこ農家に消費税相当額を負担させることは、独占禁止法違反に当たるとの指摘に対する大臣の見解
 - c JTに全量買取義務がある等の葉たばこの売買に係る特性を踏まえ、JTと免税事業者である葉たばこ農家との消費税相当額の負担の在り方に財務省が関与する必要性
- イ 国税庁が送付した周知リーフレット
 - a 発送の対象者及びその数並びに発送に要した費用
 - b 上記aの対象者が多数に上ることから、同制度は広範な国民に影響するとの認識の有無
 - c 同リーフレットには必要な情報が記載されておらず、同制度の周知はまだまだ不十分である懸念
- ウ 適格請求書発行事業者登録を行った事業者数、及びそのうち課税事業者と免税事業者の内訳

エ 同制度の実施に伴う業務に対し税務署職員の増員が不十分であるとの指摘に対する政府の見解